

## 茨木市障害者相談支援事業業務委託に係るプロポーザル実施要項（公募型）

### 1 趣旨

この要項は、茨木市障害者相談支援事業業務委託を実施するにあたり、価格のみではなく事業者（配置する技術者・担当者を含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）を選定するものとする。

### 2 業務概要

(1) 業務名 茨木市障害者相談支援事業業務

(2) 業務の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に定める事業を実施するため。

(3) 業務内容

- ① 福祉サービスの利用援助
- ② 社会資源を活用するための支援
- ③ 社会生活力を高めるための支援
- ④ 権利の養護のために必要な援助
- ⑤ 市との連携
- ⑥ 他の地域福祉、保健、教育等のコーディネーター等との連携強化
- ⑦ 自立支援協議会の運営協力
- ⑧ 地域のネットワークにおける専門機関としての支援
- ⑨ 茨木市障害福祉計画・茨木市障害児福祉計画目標達成への協力
- ⑩ 相談支援の実績報告
- ⑪ 事業計画の作成・報告

3 契約期間 令和6年9月1日から令和7年3月31日まで

（引継期間：令和6年9月1日から令和6年9月30日まで）

（業務期間：令和6年10月1日から令和7年3月31日まで）

4 当該業務の予算額等

令和6年度 玉島・葦原エリア 5,005,000円（税込）

（引継期間： 715,000円）

（業務期間：4,290,000円）

提案額（参考見積額）が、予算額を超過した場合は、失格とする。

また、候補者決定後の最終見積（本見積）の提出に際し、予定価格については、予算額以下で設定するものとする。

なお、すでに1エリア以上業務委託をしている候補者が決定された場合、予算額は

上記のものとは異なるため、候補者決定後協議を行うこととする。

参考：2エリアでの予算額

1,647,800円（税込）（引継期間：235,400円）（契約期間：1,412,400円）

3エリアでの予算額

3,249,400円（税込）（引継期間：464,200円）（契約期間：2,785,200円）

## 5 プロポーザルの形式

本業務は、公募型プロポーザルにより候補者を決定するものとする。

## 6 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

(1) 茨木市内かつ概ね 30 分以内に訪問等での必要な相談支援が提供できる範囲に、障害者相談支援事業所を設置し、運営できること。

なお、協議の上、茨木市南保健福祉センター内に障害者相談支援事業所を設置し、運営することができる。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 51 条の 29 各号及び児童福祉法第 24 条の 36 各号の規定に該当しないこと。

(3) 応募法人及び役員が、過去 5 年以内に障害福祉サービス等に関し、不正又は著しい不当な行為をした者でないこと。

(4) 申込日において、障害者総合支援法等上の勧告を受けている場合、当該勧告にかかる改善が完了していること。また、申込日において、障害者総合支援法等上の改善命令を受けている場合、当該命令に対する改善が完了していること。

(5) 市の物品、建設工事、測量・建設コンサルタントその他の入札参加資格申請書を提出し、入札参加資格名簿に登載されていること。

（業者登録書類はプロポーザル書類と一緒に提出が可能です。）

(6) 公告時において、下記の事項に該当していないこと。

ア 茨木市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）若しくは茨木市物品等登録業者指名停止要綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止若しくは類する事象

イ 茨木市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日実施）に基づく指名除外若しくは類する事象

(7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと（入札参加資格）。

(8) 社会福祉法人、特定非営利活動法人等の 1 つの法人であること。ただし、共同事業体としての応募は不可とする。

(9) 労働関連法令に違反し官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。

(10) 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）および民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）等により更生または再生手続開始の申立てがなされていないこ

と。

- (11) 公租公課を滞納していないこと。
- (12) 宗教活動及び政治活動を目的とした団体でないこと。
- (13) 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例施行規則第3条に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。  
※ 茨木市が役員等に係る名簿等を大阪府茨木警察署長又は大阪府警察本部に提供する場合があります。
- (14) 令和6年6月25日（火）に開催する公募説明会に出席すること。
- (15) 告示日において、指定特定相談支援事業又は指定障害児相談支援事業を告示日以前から継続して3年以上事業を行っていること。
- (16) 指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定を受けている又は令和6年9月1日までに指定を受ける見込みであること。

## 7 入札資格を有さない者の参加

6(5)に掲げる茨木市入札参加資格者名簿に登載されていない者が参加を希望する場合は、別添「物品等入札参加資格審査申請書等」を提出すること。契約候補者となった者のみ、本市の入札参加資格者名簿に登録するものとする。

ただし、本市の物品等、建設工事及び測量コンサルタント等業務の入札参加資格者名簿にすでに登載されている者については、この限りではない。

## 8 説明会

説明会に参加しなかった者の本プロポーザルへの参加は認めない。

- (1) 開催日時：令和6年6月25日（火）10時から11時まで
- (2) 開催場所：茨木市役所 本館6階第1会議室

## 9 質問の受付及び回答

説明会後の質疑については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、質問票【様式1】に質問事項、法人名、電話番号・担当者氏名、E-mailアドレスを記載し、次の提出期限までに電子メールで福祉総合相談課宛に送信すること。また、送信後は、必ず電話で送信した旨を担当者に連絡すること。  
提出期限：令和6年7月2日（火）正午まで（必着）  
提出先：茨木市福祉部福祉総合相談課（相談2グループ）  
E-mail：s-soudan2@city.ibaraki.lg.jp  
※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けません。
- (2) 質疑に対する回答は、次のとおり回答する。  
回答日：令和6年7月5日（金）17時ごろ
- (3) 回答方法  
説明会に出席した法人等に全てメールで回答する。

ただし、質問内容が候補者選定に公平性を保てない場合等には回答しないことがある。

## 10 参加申込及び資格審査

### (1) 参加申込

参加希望者は、「参加申込書」【様式2】に必要事項を記入し、法人名及び代表者、代表者印を記名押印の上、必要書類を添えて提出すること。

#### ① 必要書類

ア 業務実績調書【様式3】※実績を証する書類を添付すること。(契約書の写し等)

イ 物品等入札参加資格審査申請提出書類【様式4】

※茨木市入札参加資格者名簿登録者は提出不要

ウ 担当職員経歴書【様式5-1、5-2】

※兼務職員が複数いる場合は、【様式5-2】を人数分作成してください。

※採用予定の場合は、スケジュールや現在の募集人数等採用状況が分かるものを提出してください。

エ 指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定書の写し

(※未指定の場合は、指定までの工程表(任意様式))

② 提出先：茨木市福祉部福祉総合相談課事務室(茨木市役所南館2階16番)

③ 提出期限：令和6年7月12日(金)17時まで

④ 提出方法：持参による(持参以外の提出方法は認めない。)

※事前に電話にて担当者へ来庁日時を連絡の上、持参すること。

(郵送またはE-mail等での提出は受け付けません。)

### (2) 資格審査

プロポーザルへの参加資格については、参加希望者から提出のあった「参加申込書【様式2】」等により審査し、その結果を「参加資格審査結果通知書」【様式6】により令和6年7月19日(金)(予定)に参加希望者に発送するものとする。

### (3) 参加を辞退する場合

「参加申込書【様式2】」を提出した者が、参加を辞退する場合には、参加辞退届【様式7】に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、令和6年7月17日(水)17時までに福祉総合相談課へ提出すること。

## 11 企画提案書等の作成及び提出

### (1) 企画提案書の作成

プロポーザル選定会議による資格審査により、参加資格を有すると認められた参加者(以下「参加者」という。)は、仕様書及び説明会での説明等に基づき、最適な提案を企画提案書等により行うものとする。

なお、企画提案書等に記載された内容については、次の(2)②参考見積書の金額に

追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

(2) 提出書類

- ① 企画提案書
- ② 参考見積書【様式8】

(3) 作成要領

- ① 評価者が漏れなく正確に評価できるよう、編集に配慮すること。
- ② 提案が理解しやすいように、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。
- ③ 副本には、事業所名等が分かる内容を記載しないこと。

(4) 提出方法等

- ① 提出期限：令和6年7月22日（月）9時から  
令和6年8月2日（金）17時まで（厳守）（土・日・祝除く）
- ② 提出場所：茨木市福祉部福祉総合相談課事務室  
（茨木市役所南館2階16番）
- ③ 提出方法：持参に限る  
事前に電話にて担当者へ来庁日時を連絡の上、持参すること。  
（郵送またはE-mail等での提出は受け付ない。）
- ④ 提出部数：正本 1部  
副本部数については、資格審査結果【様式6】と併せて通知する。  
ただし、(2) ②の参考見積書は、原本1部のみを自社の封筒に入れ、  
法人名・業務名を記入した後、密封の上、提出すること。

(5) 企画提案書等に対する質問

企画提案書等の内容について、市が企画提案書等を提出した参加者（以下「提案者」という。）に問い合わせを行った場合、問い合わせを受けた提案者は速やかに市に対して回答すること。

## 12 審査方法

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 書類審査

提出された企画提案書類等を審査基準に基づいて審査する。

(2) プレゼンテーションによる審査

企画提案についてはプレゼンテーションによる審査を実施し、審査基準に基づいて評価点数を加算し、最も評価点の高い提案者を候補者として決定するものとする。1者のみの申込時にも、プレゼンテーションによる審査を実施するものとする。

- ① プレゼンテーションは、提案者が事前に提出した企画提案書等を使用して行うこととし、資料の差し替え、追加は認めない。
- ② プレゼンテーションに必要な機器等は、提案者が用意すること。ただし、プロジェクター及びHDMI端子ケーブルは、市で用意する。
- ③ プレゼンテーションは当該業務を担当する者が15分以内で行うこと。
- ④ プレゼンテーションは、令和6年8月9日（金）（予定）に行うが、時間や集合

場所については、各提案者に個別で通知する。

(2) 審査結果の通知

① 結果通知【様式9】

審査の結果は、当該審査を行った全者に対し、令和6年8月中旬頃に通知する。

② 結果に対する問合せ

審査により候補者とならなかった提案者は、令和6年8月23日（金）17時まで審査結果について、書面で説明を求められるものとする。

13 審査基準及び配点

審査基準及び配点は、別紙のとおりとする。

14 候補者の決定

候補者は、13で示す審査基準により選定会議において採点し、次の方法により決定する。

なお、選定会議の委員が提案者と利害関係を有することとなった場合、当該委員を本プロポーザルの審査から除斥する。この場合、上記13の配点（配点の総合計点及び審査基準ごとの配点）から当該委員の持ち点を減じるものとする。また、他の理由により選定会議の委員が欠けた場合も同様とする。

(1) 選定会議の委員の審査結果により、評価点が最高点の提案者を候補者とする。

(2) 評価点が最高点の者が複数ある場合は、最高点の者のうち、提案額が最も安価な提案者を候補者とする。

(3) 評価点が最高点の者が複数あり、提案額が同額の場合、くじにより候補者を決定する。

(4) 参加資格を認められた者が複数あり、企画提案書等の提出日までに辞退等により提案者が1者のみとなった場合は、評価点が6割以上であった場合に候補者とする。

15 候補者との契約締結協議

(1) 仕様等の確定

担当課は、候補者と契約締結に向けた協議を行うが、候補者の選定をもって当該候補者の企画提案書等に記載された内容の全てを承認するものではない。

協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。

この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。

(2) 契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した提案額【様式8】参考見積額を超えないこととする。

ただし、担当課との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

(3) 契約書

契約書は、本市が作成したものを使用するものとする。

(4) その他

契約候補者との協議が整わない場合及び辞退となった場合は、次点の者と契約交渉を行うこととする。

16 情報公開

選定の過程及び評価結果、契約締結等に関する情報公開又は情報提供については、茨木市情報公開条例又は茨木市情報提供の実施に関する要綱の規定に基づいて対応する。

17 日程

説明会	令和6年6月25日（火）10時～11時
質問期限	令和6年7月2日（火）正午まで
質問に対する回答	令和6年7月5日（金）17時ごろ
参加申込期間	令和6年7月12日（金）17時まで（厳守）
参加資格審査結果通知	令和6年7月19日（金）発送（予定）
企画提案書提出期間	令和6年7月22日（月）から 令和6年8月2日（金）17時まで（厳守）
審査 (プレゼンテーション)	令和6年8月9日（金）（予定）
審査結果通知	令和6年8月中旬 発送（予定）
契約締結	令和6年9月1日（金）（予定）
業務開始	令和6年9月1日（金）（予定）

18 その他

(1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 参加資格の要件に少なくとも1つ以上合致しない者

イ 提案方法、提出先、提出期限に適合していないもの

ウ 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示した要件に適合しないもの

エ 提案額（参考見積額）が予算額を超過した場合

オ 配点の総合計点（選定委員の除斥又は欠員があった場合は、当該委員の持ち点を減じた総合計点）の6割に満たない者

(2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

(3) 提出書類への虚偽記載、その他公正な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合は、提出書類を無効とすると共に、指名停止措置を行う場合がある。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、参加希望者の負担とする。

19 担当部署

茨木市福祉部福祉総合相談課 相談2グループ 担当 加藤、名越  
(茨木市役所南館2階16番)

TEL : 072-655-2758 (直通)

FAX : 072-620-1720

E-mail : s-soudan2@city.ibaraki.lg.jp

※ FAXやE-mailの際には、必ず電話で送信した旨を担当者に連絡すること。